経済研究
Vol. 57, No. 2, Apr. 2006

体制移行と汚職行動*

——旧ソ連諸国の実証分析——

岩﨑一郎・鈴木　拓

旧ソ連諸国の改革進度と汚職行為には，一見して明瞭な関係を見出すことができない．問題解明の糸口は，中東欧諸国との比較における，これらの国々の移行戦略と経済危機の特異性に見出すことができる．本稿は，政府・企業間関係の分権度，企業経営への国家介入度，経済危機の深度という複数の要因が，企業収奪や国家捕獲の発生確率や程度に及ぼす影響度の理論的・実証的分析を通じて，旧ソ連諸国の体制転換プロセスと汚職問題の複雑な因果関係を解き明かし，先行研究の議論を補完するものである．

はじめに

中東欧・旧ソ連諸国における市場経済化の試みは，改革当初は思いもよらなかった数々の社会・経済現象を巻き起こした．社会主義国家の美徳とされた堅牢な国家秩序の瓦解を引き金とする国家官僚の企業収奪と産業界による国家捕獲の猖獗もその一つであるが，こうした不正行為の予想を遥かに超えたスケールでの広がりもまた，これらの国々が直面した極めて深刻な社会問題の一つとして，研究者の大きな注目を集めている(鈴木，2005)．

政府と企業の間に生じる汚職行為の有害性は，Laffont and Tirole (1991), Shleifer and Vishny (1993; 1994), Grossman and Helpman (1994)らによって，1990年代初頭から既に理論的には検討されていたが，特定の国や地域を対象とするミクロ経済学的実証研究の可能性は，その問題の性質上甚だ限られていた．その意味で，1999年に欧州復興開発銀行(EBRD)と世界銀行が，中東欧・旧ソ連地域で実施した大規模な企業調査であるBusiness Environment and Enterprise Performance Survey (BEEPS)(後述)は，企業収奪と国家捕獲の地域横断的な分析を可能とした画期的なプロジェクトであり，その調査結果をベースに生まれたHellman *et al.* (2000)ら一連の研究業績も大変示唆に富んだ実証成果をもたらしている．しかしながら，これら先行研究が示した改革プロセスと汚職行為の因果関係に関する見解は，必ずしも旧ソ連諸国の現実と合致しているものではない．即ち，企業収奪や国家捕獲の発生確率やその程度は，市場経済化が進展している国々よりも，改革後進国と見なされる国々でより高いという関係が，旧ソ連圏では決して自明ではないのである．

筆者の一人が別稿(Iwasaki, 2004)で指摘した通り，「連邦制解体」という未曾有のシステム・ショックに対する反応様式として旧ソ連諸国の体制転換プロセスを再評価すると，そこには中東欧諸国との対比において際立った特徴があることに気付かされる．この事実認識こそが，今なお未解決のパズルを解き明かす鍵であると筆者らは主張する．即ち，本稿の目的は，旧ソ連諸国の移行戦略と経済危機の特異性に着目して，同地域における汚職・不正行為の諸要因を理論的に考察し，実証することである．

本稿の構成は次の通りである．次節では，移行諸国の企業収奪と国家捕獲をめぐる先行研究の到達点と問題点を論じる．第2節では，旧ソ連諸国の体制転換プロセスの特異性という観点から，これらの国々の汚職問題の諸要因を再検討する．第3節では，筆者らの仮説を実証的に検証する．そして結語で，分析結果の要約と筆者らの結論を述べる．

1. 移行諸国の企業収奪と国家捕獲をめぐる先行研究の議論と問題点

中東欧・旧ソ連諸国における企業収奪の主要な形態が，本稿の分析対象である国家公務員の私的な収賄行為であることに異論はあるまい．

図1. 旧ソ連各国における国家捕獲企業と被収奪企業の発生率

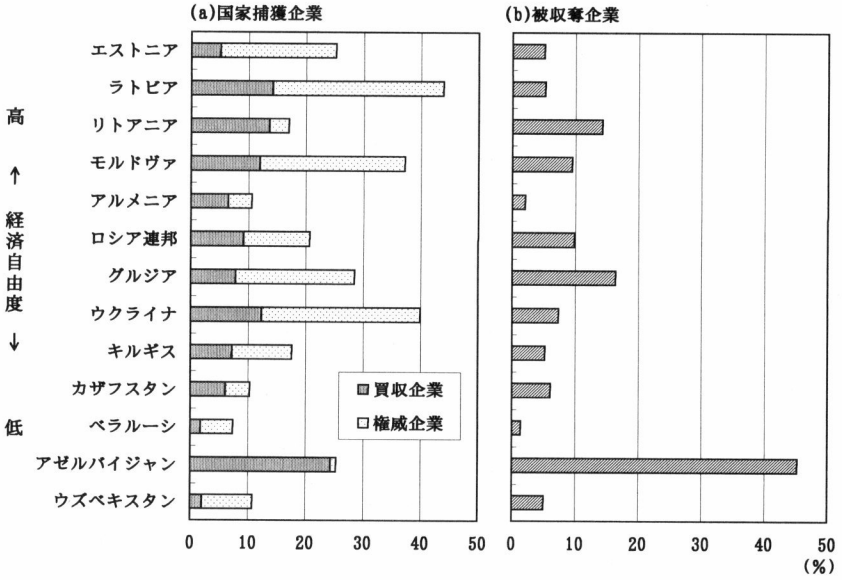

注) 経済自由度で見た旧ソ連諸国の序列は，Freedom House の評価に従うもの.
出所) (a)Hellman, Jones and Kaufmann (2003), Table 3, (b)筆者算定.

社会主義時代，賄賂のやり取りは，硬直的な官僚制度と慢性的な物不足の下で起こる企業活動や社会生活上の支障を回避する一種の必要悪として，これらの国々の市民生活に深く浸透していたが，市場経済移行に突入するや否や，とりわけ旧ソ連諸国において，その場面や頻度は爆発的に増大した．事実，1997年にポーランド，スロバキア，ルーマニア，ロシア及びウクライナ5カ国1,471社を調査したJohnson, McMillan and Woodruff (2002)によれば，公的サービスやライセンスの取得に対して，法定料金以外の支払いを行った経験のある企業は，中東欧3カ国では平均4社に1社であるのに対して，ロシア及びウクライナでは90%にも達している．また，税務査察に際して「非公式」な支払いを余儀なくされた企業も，中東欧3カ国が平均7%足らずであるのとは対照的に，ロシアとウクライナでは各々76%及び85%と驚くほど高い．更に，モスクワのシンクタンク「インデム基金」が，2005年前半に企業家1,000名を対象に実施したアンケート調査の結果によれば，ロシアの実業家や企業が，官僚や治安当局者等に対して1年間に支払う賄賂の推定総額は，2001年の335億ドルから2005年の3,160億ドルへと9.4倍増加し，これと同時に，贈賄一度当たりに支払う額も10,200ドルから135,800ドルへと13.3倍も跳ね上がっている(ФОНД ИНДЕМ, 2005)[1]．Shleifer and Frye (1997)やBroadman (2000)等，類似の事例に枚挙の暇は無く，旧ソ連圏において企業をターゲットにした国家官僚の収賄活動が顕著に活発化したことは明らかである．

国家捕獲は，レントシーキング行為の一種である．Steven, Lysenko and Polenac (2003)によれば，国家捕獲は，「個人，団体ないし企業が，法律，条令，政令及び他の政策方針(即ち，経済ゲームの基本ルール)を，不正・不透明な方法を用いて，自らが利する方向へ誘導する行為」(p. 26)を意味する．従って，正規の陳情行為や適法なロビー活動等はここには含まれない．この行為も，中東欧諸国と比較して旧ソ連諸国でより頻発していることが，先出のEBRD及び世銀の共同調査BEEPSによって確認されている．即ち，被調査企業に占める「捕獲企業」(captor firm)の比率は，中東欧9カ国では平均16.6%であるのに対して，旧ソ連13カ国のそれは22.7%であり，その差は片側10%水準で有意である(t=1.40)．但し，図1(a)の通り，国家間の差は決して小さくなく，また，国家捕獲が贈賄を伴う場合(買収企業：bribe firm)と伴わない場合(権威企業：influential firm)の構成も決して均一ではない[2]．

以上の様に，企業収奪と国家捕獲は，旧ソ連圏を中心に移行諸国の深刻な社会問題に浮上した．そのため多くの研究者がこの問題の実態解明に取り組んでいる．特に，汚職と不正が跋扈し，一握りの大資本家が公然と政治に与するロシアへの関心は高い．汚職問題との係わりで同国が注目を集めるいまひとつの理由は，地方の多様性である．即ち，ロシアは89の自治共和国と州で構成されるが，これら地方政府の様態は，知事の権限範囲から連邦政府や司法との関係に至るまで実に多彩であり，政治体制の違いが官僚や企業の汚職行為に及ぼす影響を分析する格好の研究材料となっているのである．

ロシアの地域指導者や官僚は，企業収奪者として悪名高い．実際，2002年秋に実施された国立大学高等経済院の企業調査によると，自社の所有権を脅かす最大の敵は，競争相手でも取引先でもない他ならぬ地方政府だという点で，経営者の大多数の意見が一致している．また，彼らの意見では，地方政府の傍若無人な振舞いを可能とする最大の要因は，連邦国家の機能不全にある．即ち，企業経営者は，連邦政府の地域統治能力は無論のこと，地方政府との紛争発生時における仲裁裁判所の公平さや法執行力に対しても，強い不信感を抱いているのである(Голикова и др. 2003；Симачев, 2004)．

ロシアでは企業の国家捕獲も活発である．Frye (2002)によれば，捕獲企業の中でも特に規模が大きく，事業集団に属し，金融部門で活動する企業は，法律や政令の制定に対して成功裡に影響力を発揮している．また，Yakovlev and Zhuravskaya (2004)やЖуравская, Сонин (2004)の実証分析により，連邦レベルで組織された事業集団，即ちオリガルヒ率いる新興財閥は，極めて効果的に地方政府から優遇措置を引き出し，同時に，その副作用として同一地域内の他の企業の経営活動に否定的な影響を及ぼしていることが判明している．

BEEPSに依拠した一連の実証研究も，ロシアの事例と同様に，企業の規模は，国家捕獲の可能性に有意な影響をもたらすこと，また，国家捕獲は，当事者以外の企業に対して負の外部効果を持つことを確認している．更に，これら先行業績には，次の注目すべき事実発見も含まれている．即ち，(1)国家官僚からの一方的な収奪に遭遇する確率は，企業の規模と負の相関にある．(2)私有化企業や新規参入企業は，国有企業よりも国家公務員に対してより頻繁に賄賂を支払う．(3)外国資本との合弁会社は，他の国内企業よりもより高い確率で国家を捕獲する．一方，西側に本社を構える多国籍企業の子会社は，国家捕獲に総じて消極的である．(4)国有企業は，その他の所有形態と比して「権威企業」となる可能性が高い．(5)「捕獲企業」は，その他の企業よりも売上高や投資率で見た企業パフォーマンスが良好である．しかも両者の業績格差は，国家捕獲の度合いが激しい国々でより拡大する傾向がある(Hellman, Jones and Kaufmann, 2000, 2002, 2003；Hellman and Schankerman, 2000；Hellman and Kaufmann, 2002；Fries, Lysenko and Polenac, 2003)．これらに加え，BEEPSの応用研究であるJensen (2002)によれば，国家捕獲は，当該国への外国直接投資(FDI)を抑制する効果も秘めている．即ち，移行国18か国中，国家捕獲の激しさが最大の国と最小の国では，FDIの対GDP比率が有意に1.7%も異なることが確認されているのである．

BEEPSから導かれた以上の政策含意は，興味深くかつ説得的であり，総じてそれらは旧ソ連諸国にも無理なく適合する．しかし次の命題，即ち，「経済改革の進度と国家捕獲の頻度や程度に負の相関が存在する」という主張は，図1(a)が示すように，同地域において決して瞭然ではない．Hellman, Jones and Kaufmann (2003)は，改革後進国と見なされているベラルーシとウズベキスタンにおいて国家捕獲が比較的不活発である理由を，計画経済システムの残存性や権威主義的な政治体制に結び付けて補足的に説明しているが，例外的存在はこれら2カ国に限らないのである．また，同図(b)の通り，法や政令等の制定に関連して国家官僚から賄賂を要求されながら，国家の政策意思決定プロセスに対してなんら発言権を与えられなかったいわゆる「被収奪企業」(squeezed firm)の比率にも，改革進展度との明確な対応関係は看取できない．何故なのか？　筆者らの見解では，その理由は，中東欧諸国との対比における，旧ソ連諸国の移行戦略及び経済危機の特異性に求めることができる．次節では，かかる観点から同地域における汚職・不正行為の諸要因を再検討する．

2. 旧ソ連諸国の体制転換プロセスと汚職問題

前節の検討によって浮き彫りにされた未解決のパズルを解き明かすためには，旧ソ連諸国の体制転換が，70年余りも続いた連邦国家の消滅に端を発するものだという歴史的事実に立ち返る必要がある．それは，以下2点に分析的配慮を払うことに他ならない．

第1に，旧ソ連諸国で採用された移行戦略は，その全てが経済システムの分権化を基調とするものではない．別稿(Iwasaki, 2004)で検討した様に，ソ連の崩壊は，社会主義時代に生産活動の中核を担ってきた企業群の全部ないし部分的な上級意思決定機関の喪失及び中央計画当局の指揮命令系統を介して放射線状に結合された交易関係や産業連関の断絶という「二重のシステム・ショック」を招来した[3]．即ち，旧ソ連諸国は，経済システムに突如生じた巨大な制度的真空を抱えたまま，移行期に突入したのである．この点は，まがりなりにも国家としての自己完結性を具えた中東欧諸国とは決定的に異なる改革条件であった．

そこで，旧ソ連諸国の中には，旧連邦所管企業を含む国内企業へのラディカルな分権化によってこの制度的真空を解消しようとした国々があった反面，国内企業に対する指揮・監督権限の新生独立国政府への集中とそれに適応した産業組織体制への再編によって，経済システムの自立性を回復しようとした国々も現れた．前者の移行戦略を「分権化戦略」と名付けるならば，後者のそれは「再集権化戦略」と呼び得るものである．「分権化戦略」がIMFや世界銀行が唱導した改革パッケージに近い内容を持つものだとすれば，「再集権化戦略」の最大の狙いは，価格形成，企業間取引，労働契約等の分野で一定の自由化を容認しつつも，計画経済を引き継ぐ新たな経済システムの機軸に，中央政府が強大な経済実権を掌握する集権的・垂直的な企業指揮系統を打ち立てることであった．そのための主要な手段が，(1)エネルギーや主要産品に対する価格管理の維持，(2)主力輸出品の国家発注制や中央管理貿易の継続，(3)基幹産業の国家独占の維持及び政府系金融機関や国家コンツェルン等による私有化企業株の「囲い込み」，(4)多重為替レート制や輸出代金の強制売却義務など，国際金融機関から再三の非難を浴びている経済政策であることは強調するまでもない．

1990年代前半，国家指導部の政治姿勢ないし戦時体制の必要から「再集権化戦略」を採用した国は決して少なくなかった．個別の事例紹介は割愛するが，ここには，アゼルバイジャン，ベラルーシ，タジキスタン，トルクメニスタン及びウズベキスタンの5カ国が含まれる．しかしその後，政治・経済情勢に抜本的な変化が生じたアゼルバイジャンとタジキスタンは徐々に「分権化戦略」へ改革方針を転換した．結果，BEEPSが実施された1999年から新世紀に至るまで集権的な経済システムを堅持しているのは3カ国となった．これらの国々の特徴は，有力企業の戦略的経営事項に関する最終決裁権が，政府指導部またはその委任を受けた行政機関や国家コンツェルンの長に帰属し，この権限を効果的に行使するため，政府は，企業各社の行動を常にモニターし，必要に応じて随時企業経営への介入を行う点にある．Iwasaki (2004)に従い，このような制度配置を，以下「命令国家」と呼ぼう．

これに対して，「分権化戦略」を採用した国々では，政府から企業への経営裁量権の移譲が大いに進んだ．「命令国家」とは対照的に，これらの国々の政府は，原則として企業経営への恒常的な介入やモニタリングは行わない．しかし，企業が経営危機に陥った際に政府が発動する対応様式は2つに分かれる．一つは，破産法を含む国内法の定めに従って厳正に当該企業を処断する方法である．このような対処方法を選好する国を，「処分国家」と名付ける．このカテゴリーに属する国々は，経済改革の徹底と旧社会主義企業の所有及び経営面での国家からのほぼ完全な自立を特徴とする．1999年の時点では，バルト3カ国がこの範疇に当てはまる．いま一つは，当該企業の意思決定権を一時的に剝奪した上で，公的な資本注入や経営陣の更迭等によって企業を救済するもので，経済改革が遅れ，政府・企業間関係の分離も不十分な国で頻繁に観察される対応様式である．かかる制度配置を，「救済国家」と呼ぶ．ロシアを含む残る9カ国がここに該当する．

このように，旧ソ連15ヶ国は，移行戦略の基本方針と政府・企業間関係の制度配置という観点から3つの国家グループに区分することができる．この見解は，各国の改革プロセスや国家

表 1. 政府・企業間関係の分権度に関する主成分分析

相関行列の固有値表				相関行列の固有ベクトルと主成分負荷量		
主成分番号	固有値	寄与率	累積寄与率	変数名	第1主成分の固有ベクトル	第1主成分の主成分負荷量
1	10.9665	0.6854	0.6854	価格自由化	−0.2290	−0.7240
2	1.5268	0.0954	0.7808	貿易・為替制度	−0.2637	−0.8350
3	1.1682	0.0730	0.8538	小規模私有化	−0.2793	−0.8881
4	0.8084	0.0505	0.9044	大規模私有化	−0.2566	−0.8230
5	0.5163	0.0323	0.9366	競争政策	−0.1939	−0.6116
6	0.3122	0.0195	0.9561	銀行改革・金利自由化	−0.2948	−0.9480
7	0.2517	0.0157	0.9719	証券市場・ノンバンク	−0.2115	−0.6798
8	0.2369	0.0148	0.9867	民間部門の対 GDP 比率	−0.2805	0.9675
9	0.1149	0.0072	0.9939	政府介入度	0.1292	−0.8866
10	0.0516	0.0032	0.9971	財産権の保証	0.2379	0.3990
11	0.0232	0.0015	0.9985	法の支配度	0.2811	0.7622
12	0.0146	0.0009	0.9995	民主化度	0.3014	0.9027
13	0.0070	0.0004	0.9999	経済自由度	0.2821	0.8548
14	0.0017	0.0001	1.0000	産業部門別政府機関の数	0.2673	0.9620

出所）　筆者推計．各変量の定義，出典及び記述統計量は Appendix A. を参照．

図 2. 旧ソ連圏における改革プロセスの分岐（1999 年）

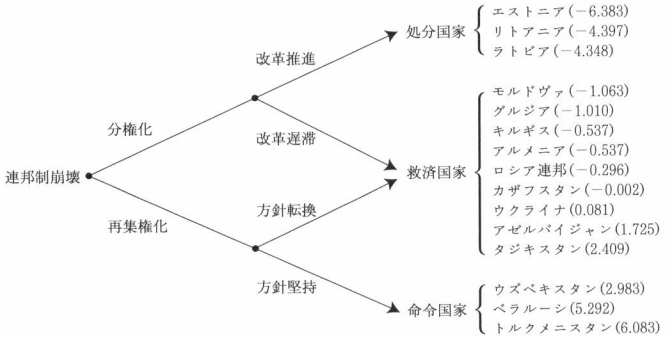

注）　括弧内は，政府・企業間関係の分権度に関する主成分得点．
出所）　筆者作成．

体制に関する第三者の評価基準とも合致するものである．即ち，1999 年時点の政府・企業間関係の様態を反映する計 14 種類の変数を用いた階層型クラスター分析が形成する 3 つのクラスターは，以上に述べた 3 国家グループの構成と完全に一致するのである[4]．そこで，各国の相対的位置関係をより明確化するために，これら諸変数の主成分を合成した．結果は，表 1 の通りである．寄与率が 68.5% に達する第 1 主成分は，その固有ベクトルと主成分負荷量から，各国の経済分権（集権）度の総合指標になり得ると判断される．

図 2 は，以上の検討結果を総括したものである．括弧内に示されている数値は各国の主成分得点であり，次節の実証分析で改めて用いる．

ソ連邦崩壊との係わりで留意すべき第 2 点は，同地域を覆った経済危機の桁違いな深刻さである．旧ソ連 15 カ国の 1991 年を基準とした 1999 年の実質国内総生産は平均 34.0% のマイナスを記録し，中東欧 10 カ国の移行開始 9 年後のそれを 19.1% も下回っている[5]．この破壊的な生産低下が，体制転換それ自体に起因する景気後退と先述した「二重のシステム・ショック」との相乗作用に因ることは疑問の余地が無い．しかし，移行戦略の有り方がその程度に一定の差をもたらしたこともまた事実である．とりわけ「再集権化戦略」に基づく政府主導の危機管理対策には目覚しい成果があった．実際，別稿の実証分析によれば，命令国家的な制度配置は，1992〜2001 年の間に，GDP では年平均 2.7%，工業生産では年平均 7.0% の「下支え効果」を発揮したことが確認されている[6]．この結果，命令国家にカテゴライズされる 3 カ国の 1999 年の生産水準がソ連末期の 86.6% であるのに対して，その他 12 カ国は 61.0% と，25.6% もの著しい開きが生じたのである[7]．経済危機に伴う市民生活の混乱と困窮が汚職や不正行為の温床となる限り，この格差は決して看過できない．

以上の考察結果から，旧ソ連諸国の体制転換プロセスと汚職・不正行為の因果関係に関して，以下 3 つの仮説が導き出される．

第 1 に，企業収奪と国家捕獲は，他の条件が等しければ，救済国家的な制度配置の下で最も活発化する．何故なら，政府・企業間関係のより明確な分離が達成された処分国家では，汚職行為の根源となる政府，議会及び国家公務員の権限範囲がより限定的だからであり，一方の命令国家では，政策決定権限の国家指導部への集

中や政府の企業に対する支配的な地位がフォーマルに制度化されていることから，やはり官僚レベルの私的な企業収奪や企業経営者による政策決定プロセス介入の余地が極めて限られているからである．従って，旧ソ連諸国が採用した移行戦略の特殊性という文脈における，政府・企業間関係の分権(集権)度と汚職行為の関係は，非線形的であると予測される(仮説 I)．

第2に，企業経営への政府介入と国家捕獲には，一種の「交換」が成立しうる[8]．即ち，政府の経営介入は，それに携わる国家官僚に企業収奪の機会を一方的に付与するだけでなく，企業サイドも，介入受容の対価として政策決定プロセスに一定の発言力を獲得する可能性がある．従って，汚職行為は企業経営への政府介入と正の相関にあると推測される(仮説 II)．なお，定式化上，政府介入の程度は，命令国家が最も高く，救済国家，処分国家の順に低下するであろう．従って，仮説 I が含意する命令国家的な制度配置の汚職抑制効果は，政府介入の汚職誘発効果によって相殺される可能性がある．

そして第3に，他の条件が一定ならば，経済危機は，国家秩序の弛緩，急激な物価上昇と財政不足に伴う公務員給与水準の大幅な低下，企業経営の環境悪化等の諸問題を先鋭化することによって，企業収奪や国家捕獲へと人々を使嗾するであろう．従って，経済危機の強度と汚職行為は，正の相関にあると予想される(仮説 III)．

以上，旧ソ連諸国の企業収奪と国家捕獲は，一部に非線形的な関係を含む複数の要因に決定付けられている．これが，同地域の改革進度と汚職行為との間に一見して明らかな関係を見出すことができない主因であろう．従って，政府・企業間関係の分権(集権)度，政府の経営介入度，経済危機の強度という3つの要因それぞれが，各国の汚職行為に及ぼすインパクトをより厳密な手法で検証する必要がある．それが次節の検討課題である．

3. 実証分析

本稿の冒頭で触れた BEEPS は，1999年6～8月の3ヶ月間に，中東欧 22 カ国 3,626 社の会社役員ないしオーナーを対象に行われた直接訪問形式のアンケート調査である[9]．詳細は割愛するが，その調査票には，移行国企業の経営環境を質す様々な調査項目と共に，会社経営への政府介入や国家公務員への贈賄及び直接ないし業界団体等を通じた行政府へのロビー活動と国家捕獲の実態に迫るべく入念に設計された数多くの質問が含まれている[10]．本節では，この中から旧ソ連 13 カ国 2,276 社[11]の回答結果を用いて，前節で提起した諸仮説の検証を試みる．以下では，はじめに被調査企業の経営活動に対する政府介入を取り上げ，しかる後に，企業収奪及び国家捕獲の決定要因を分析する．

3.1 企業経営への政府介入

政府の経営介入度と当該国の経済分権(集権)度及び国家タイプとの関係を記述統計や分散分析によって検証した結果が，図3及び表2(a)である．ここでいう「経営介入度」とは，被調査企業の投資戦略，販売活動，価格政策の3分野における政府の介入頻度に関する回答者による6段階評価(0：皆無～5：常時)の平均値を意味する．図3の横軸は，前節で導出した各国の主成分得点である．同図から，政府・企業間関係の分権(集権)度と経営介入度の間に負(正)の相関を見て取ることができる．サンプルを所有形態で区分しても結果は同様である．即ち，ベラルーシやウズベキスタン等の集権度が高い国々では，国有企業のみならず，民間出資企業に対しても比較的活発に経営介入が実施されているのである．

経営介入と国家タイプの関係は，表2(a)の通りである．分散分析，あるいは Bartlett 検定により母集団の正規性が棄却された場合は Kruskal Wallis 検定の結果，国家タイプ間の経営介入度には，国有企業のケースを除いて統計的に有意な差が確認された．また，Bonferroni 法をはじめとする多重比較の結果によれば，全企業を対象とした場合，全ての国家タイプ間にやはり有意な差が存在している．加えて，所有形態別では，混合所有企業の場合は命令国家と処分国家の間に，私有企業の場合は命令国家と救済国家及び命令国家と処分国家の間に，それぞれ有意な差が認められた．

以上の事実発見は，回帰分析によっても裏付けられている(表3)．即ち，政府の経営介入確率(PINV)ないし介入度(FINV)を従属変数とし，サンプルの規模(SIZE)，所有形態(SOE, MIX)，外国資本の出資形態(FDI, MNC)，政府・企業間関係の分権(集権)度(GBS)及び産

図3. 企業経営への政府介入と政府・企業間関係の相関関係

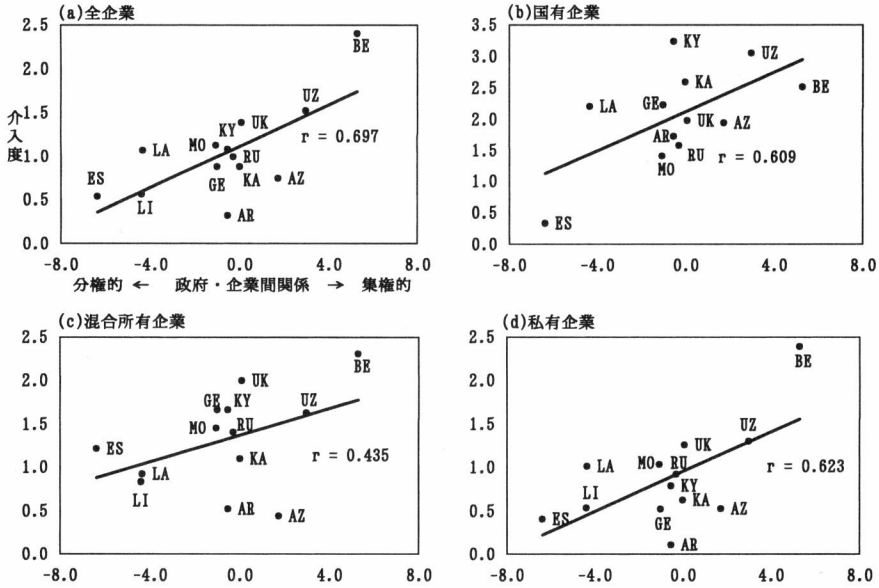

出所)　筆者作成.

業ダミーを独立変数とする計量モデル(A)及び(B)の推計結果によれば，政府・企業間関係が集権的であるほど，当該国の経営介入確率と頻度は有意に高まり，更にそれは，企業の規模や所有者としての国家のプレゼンスとも正の相関があることが判明した.

但し，モデル(B)は，政府が介入を行うか否かの意思決定と介入頻度の意思決定に係る説明変数の係数が同一であるという強い仮定に依存している．しかし，tobit 推計のプロビット部分と切断分布部分のパラメータが共通であるという帰無仮説は，Cragg 検定により 1% 水準で棄却された．そこで，Heckman の二段階推計法で同じモデルを再推計したところ，モデル(C)の通り，各係数の符号関係はモデル(A)及び(B)と一致することが確認された．従って，政府・企業間関係が集権的で，企業規模が大きく，国家の所有比率が高い企業は，政府の経営介入を受けやすく，かつその頻度も高いと判断することができる.

3.2　企業収奪と国家捕獲

以上を踏まえ，次に企業収奪と国家捕獲の決定要因を分析する．図4には，被収奪企業や捕獲企業の被調査企業に占める比率として定義される「汚職度」と，各国の政府・企業間関係の分権(集権)度，政府介入を受けた企業の被調査企業に占める比率，並びに経済危機の深刻度を代理する 1991 年を基準とした 1999 年の実質 GDP 水準との関係がプロットされている．ここには，前節の議論に違わず，汚職度と経済分権(集権)度の非線形的関係及び政府介入や経済危機との正の相関関係が示唆されている．但し，アゼルバイジャン等，近似線から乖離する国も少なくなく，確固たる結びつきが看取できるとは断定できない.

表2(b)及び(c)は，国家捕獲を目的とした贈賄頻度や捕獲企業の発言力と国家タイプとの関係に関する分散分析の結果である．「国家捕獲を目的とした贈賄頻度」とは，法律，政令及び他の規制措置採用過程への影響力行使を目的とした贈賄頻度の 6 段階評価(0：皆無～5：常時)を，「国家捕獲の程度」とは，国家指導部，立法府，省庁及び規制機関に対する捕獲企業の発言力に関する 5 段階評価(0：皆無～4：極めて強い)の加重平均を意味する[12]．贈賄頻度については，全企業と私有企業の場合において命令国家と他の国家タイプとの間に，捕獲企業の発言力については，国有企業を例外として，処分国家と他の国家タイプとの間に，それぞれ有意な差が確認された．但し，後者は救済国家よりも処分国家における捕獲企業の発言力が有意に強

表 2. 企業経営への国家介入，国家捕獲を目的とした贈賄及び国家捕獲の影響度に関する分散分析

	(a)企業経営への政府介入度				(b)国家捕獲を目的とした贈賄頻度				(c)国家捕獲の程度			
	全企業	国家所有	混合所有	私的所有	全企業	国家所有	混合所有	私的所有	全企業	国家所有	混合所有	私的所有
国家タイプ別平均値												
命令国家	1.934	2.667	1.807	1.852	0.054	0.000	0.026	0.079	0.429	0.513	0.468	0.392
救済国家	0.970	2.003	1.409	0.814	0.409	0.403	0.422	0.408	0.424	0.699	0.612	0.368
処分国家	0.766	1.487	1.045	0.687	0.448	0.300	0.333	0.481	0.730	0.860	1.206	0.623
ANOVA												
F	62.040	2.199	3.479	55.102	8.370	1.550	2.510	4.590	11.540	0.430	7.090	6.870
(P)	(0.000)	(0.115)	(0.033)	(0.000)	(0.000)	(0.218)	(0.084)	(0.010)	(0.000)	(0.651)	(0.001)	(0.001)
Bartlett 検定												
χ^2	45.489	4.297	4.390	32.778	224.708	1.337	98.382	105.670	2.523	2.381	1.474	1.382
(P)	(0.000)	(0.117)	(0.111)	(0.000)	(0.000)	(0.248)	(0.000)	(0.000)	(0.283)	(0.304)	(0.479)	(0.501)
Kruskal Wallis 検定												
χ^2	101.904	5.234	5.526	79.503	19.885	3.662	5.645	10.224	48.716	1.440	15.821	37.350
(P)	(0.000)	(0.073)	(0.063)	(0.000)	(0.000)	(0.160)	(0.060)	(0.006)	(0.000)	(0.487)	(0.000)	(0.000)
多重比較												
命令国家/救済国家												
Bonferroni	＊＊	−	−	＊＊	＊＊	−	−	＊	−	−	−	−
Scheffe	＊＊	−	−	＊＊	＊＊	−	−	＊	−	−	−	−
Sidak	＊＊	−	−	＊＊	＊＊	−	−	＊	−	−	−	−
Fisher	＊＊	−	−	＊＊	＊＊	−	＊	＊＊	−	−	−	−
命令国家/処分国家												
Bonferroni	＊＊	−	＊	＊＊	＊＊	−	−	＊	＊＊	−	＊＊	−
Scheffe	＊＊	−	＊	＊＊	＊＊	−	−	＊	＊＊	−	＊＊	−
Sidak	＊＊	−	＊	＊＊	＊＊	−	−	＊	＊＊	−	＊＊	−
Fisher	＊＊	＊	＊＊	＊＊	＊＊	−	−	＊＊	＊＊	−	＊＊	＊
救済国家/処分国家												
Bonferroni	＊	−	−	−	−	−	−	−	＊＊	−	＊＊	＊＊
Scheffe	＊	−	−	−	−	−	−	−	＊＊	−	＊＊	＊＊
Sidak	＊	−	−	−	−	−	−	−	＊＊	−	＊＊	＊＊
Fisher	＊＊	−	−	−	−	−	−	−	＊＊	−	＊＊	＊＊

注）国家タイプ間の平均値の差が，＊＊：1% 水準で有意，＊：5% 水準で有意，−：有意水準 5% 以下．
出所）筆者推計．

いことを合意している点で筆者らの予想と反する．このように，図 4 と同様，分散分析の結果は，前節の議論を積極的に論証するものではない．

以上は，繰り返しになるが，旧ソ連諸国の汚職行為が，一部に非線形的な関係を含む複数の要因により同時決定されていることから生じ得る．そこで，この関係を解きほぐすために，被収奪企業，買収企業，権威企業何れかの属性を持つ確率や捕獲企業の政策決定プロセスへの影響力を目的変数とする回帰分析を行った．説明変数には，3.1 節で用いた企業の規模及び所有形態に関する諸変数に加え，異なる移行戦略の下での政府・企業間関係の分権(集権)度の効果

表3. 企業経営への国家介入に関する回帰分析

モデル	(A)	(B)[1]	(C)
推計方法	Probit	Tobit	Heckman
被説明変数	PINV	FINV	FINV
Const.	−0.320***	−0.413**	−2.215
	(−2.77)	(−2.25)	(−1.24)
SIZE	0.096***	0.171***	0.274***
	(4.11)	(5.24)	(2.68)
SOE	0.486***	1.194***	1.700***
	(3.58)	(6.18)	(3.92)
MIX	0.353***	0.575***	0.936***
	(3.34)	(4.10)	(2.58)
FDI	0.071	0.152	0.227*
	(0.71)	(1.01)	(1.66)
MNC	−0.160	−0.426	−0.688**
	(−0.68)	(−1.23)	(−2.23)
GBS	0.044***	0.117***	0.177***
	(3.74)	(7.04)	(3.71)
MILLS[2]	−	−	3.669**
	(−)	(−)	(2.05)
産業ダミー	Yes	Yes	Yes
N	1771	1771	1039[3]
Pseude R^2/Adj. R^2	0.05	0.16	0.15
対数尤度	−1133.89	−2600.08	−
Wald test	116.49***	315.71***	194.13***

注 1)　Cragg test : χ^2= 1354.458***
2)　ミルズ比の逆数.
3)　推計第二段階の標本数. 全標本数は 1771.
4)　括弧内は, 分散不均一性の下でも一致性のある頑健標準誤差推定法に基づく White の修正されたt値. ***: 1% 水準で有意, **: 5% 水準で有意, *: 10% 水準で有意.
出所)　筆者推計. 各変量の定義, 出典及び記述統計量は Appendix A.を参照.

を検証するために, GBS と分権化戦略採用国ダミー(DCS)の交差項及び同じく再集権化戦略採用国ダミー(RCS)の交差項を採用した. 仮説 I に従えば, 前者の交差項は正の, 後者は負の値を取ることが予想される. 更にここでは, 仮説 II 及び III を検証するために, 政府の経営介入頻度(FINV)及び図4で登場した調査実施年の実質生産水準(GDP99)も新たに導入した. また, 中央政府官僚と企業経営者の物理的な接触確率をコントロールするために, 国家規模の代理変数として1999年の人口総数の自然対数(LPOP99)も説明変数に加えた[13].

推計結果は, 表3の通りである. 同表のモデル(A)～(C)は, 各サンプルの属性を従属変数とした probit 推計であり, モデル(D)は, 企業収奪にも国家捕獲にも係わらない企業をベース・カテゴリーとした multinominal logit の推計結果である. ここから, 前節で提起した3つの仮説に関して以下4点を指摘し得る. 第1に, 被収奪企業の発生確率(PSQE)を被説明変数としたモデル(A)及び(D)の推計結果において, GBS と DCS の交差項が有意に正の値を持つと同時に, GBS と RCS の交差項は有意に負であることから, 仮説 I が予想する通り, 国家公務員による企業収奪と政府・企業間関係の分権(集権)度との間に非線形的な関係を読み取ることができる. しかし第2に, 買収企業及び権威企業の発生確率(PBRI, PINF)を被説明変数とするモデル(B), (C)及び(D)の推計結果は, 再集権化戦略を採用した命令国家では, 集権性が強いほど捕獲企業(特に権威企業)の出現率が低下することを示している反面, 救済国家や処分国家の分権化戦略の推進に伴う政府・企業間関係の分離は, 必ずしも国家捕獲を効果的に抑制していない可能性を暗示しているという意味で, 仮説 I を部分的にしか支持していない. 第3に, 何れの推計結果においても FINV が有意に正であることは, 政府の経営介入が, 企業収奪や国家捕獲を誘発する極めて重大な要因であることを強く示唆しているという意味で, 仮説 II を実証するものである[14]. また第4に, モデル(A)を除く全ての推定結果において, GDP99 が有意に負であることは, 深刻な経済危機が汚職行為の温床になり得るという仮説 III の証左になっている.

なお, モデル(C)以外の推計結果において, 外国資本の出資形態を示す FDI 及び MNC の両方ないし何れかが統計的に有意に推計されているが, それらの符号関係は, 第1節で言及した先行研究の議論と整合的であった.

続くモデル(E)～(G)は, 被収奪企業の贈賄頻度(DSQE)や買収企業及び権威企業の国家捕獲度(DBRI, DINF)を従属変数とした ordered probit 及び tobit 推計である. これらの分析結果からも, サンプルの属性を被説明変数としたモデルと同等の含意を得ることができる. 但し, モデル(F)及び(G)は, 捕獲確率と捕獲度に係る係数が同一であるという帰無仮説が Cragg 検定により1% 水準で棄却された. このため, 両モデルを Heckman の二段階推計法で再推計したものが, モデル(H)及び(I)である. その結果, 捕獲企業の発言力決定要因としての FINV, SIZE, GBS と移行戦略ダミーの交差項及び GDP99 の有意性が大幅に低下した. こうした分析結果の可能な解釈の一つは, 不正・不透明な手段を用いて国家の意思決定プロセスに

図4. 汚職行為と政府・企業間関係，企業経営への政府介入及び経済危機との相関関係

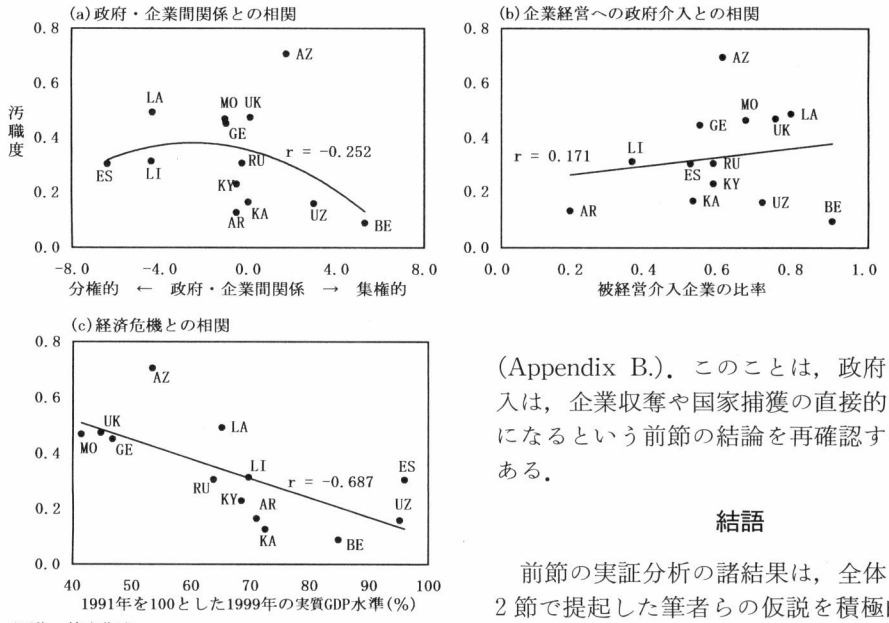

出所）　筆者作成.

自らの影響をもたらす可能性は，企業の属性以上に企業経営者の個人的能力や人脈等に依存するところが大きい，というものである．「汚職天国」と揶揄される旧ソ連諸国においても，私利私欲の達成を目的とした国家中枢への接近は極めてリスクの高い行為であり，その実現には特殊な才覚が求められるのであろう．

3.3　推計結果の頑健性

以上，本節で言及した回帰分析については，各モデルの代替的な推計手法である logit，ordered logit 及び Heckman の最尤法によってもほぼ同じ結果が得られている．更に，定数項以外の係数が全てゼロであるという帰無仮説は，F 検定，尤度比検定及びラグランジュ乗数検定によっても 1% 水準で有意に棄却された．

なお，3.1 節で明らかにした通り，SOE 及び MIX は，FINV の極めて有意かつ強力な説明変数である．従って，これら 3 つの変数を同時に独立変数として採用する回帰モデルには，多重共線性の問題が生じ得る．そこで，表 4 の各モデルについて，独立変数から SOE 及び MIX を除いた場合の FINV と，逆に FINV を除いた場合の SOE 及び MIX とを各々再推計してみた．その結果，各変数の符号関係や有意性は，表 4 の推計結果と殆ど差のないことが判明した (Appendix B.)．このことは，政府の経営介入は，企業収奪や国家捕獲の直接的な引き金になるという前節の結論を再確認するものである．

結語

前節の実証分析の諸結果は，全体として第 2 節で提起した筆者らの仮説を積極的に支持している．即ち，企業収奪と政府・企業間関係の分権(集権)度の相関関係は非線形的であり，救済国家的な制度配置の下で，企業収奪の確率と頻度が相対的に最も高まる．また，企業経営への国家介入は，汚職行為の発生と強く結びついており，恐らく政府の経営介入と企業の国家捕獲には一種の交換行為が成立している．更に，経済危機は，国家公務員の企業収奪と企業経営者の贈賄行為を共に刺激するという意味で，汚職行為の温床である．なお，企業の所有形態や規模と汚職行為の関係に関して，Hellman and Schankerman (2000) ら先行研究の政策含意と本稿の分析結果との間に大きな矛盾は見られなかった．

一方，政府・企業間関係の分権度と国家捕獲の関係に関する筆者らの仮説は，部分的にしか実証的支持を得られなかった．この事実は，旧ソ連諸国の中でも屈指の改革推進国であるバルト諸国においても，中央政府と一部有力企業の間の緊密かつ不透明な関係は，1999 年の時点で十分に払拭されていなかった可能性を暗示している．

他方，本稿は，ベラルーシやウズベキスタンという改革後進国において，なぜ国家捕獲が，ロシアを含む他の旧ソ連諸国よりも不活発なのかという問いに対して明確な回答を提示することができた．連邦国家消滅後に生じた経済シス

表 4. 企業収奪及び国家捕獲に関する回帰分析

モデル	(A)	(B)	(C)	(D)[1]			(E)	(F)[2]	(G)[3]	(H)	(I)
推計方法	Probit	Probit	Probit	Multinominal logit			Ordered probit	Tobit	Tobit	Heckman	Heckman
被説明変数	PSQE	PBRI	PINF	PSQE	PBRI	PINF	DSQE	DBRI	DINF	DBRI	DINF
Const.	0.371	0.368	−0.967*	2.949**	2.671*	0.290	−	0.443	−2.043**	0.029	−1.086
	(0.52)	(0.49)	(−1.67)	(2.06)	(1.68)	(0.28)	(−)	(0.25)	(−2.14)	(0.02)	(−0.44)
FINV	0.111***	0.129***	0.047*	0.313***	0.371***	0.187***	0.116***	0.347***	0.072*	0.015	0.011
	(2.54)	(2.84)	(1.68)	(3.51)	(3.95)	(2.90)	(2.62)	(3.06)	(1.67)	(0.06)	(0.17)
SIZE	−0.153***	0.100**	0.128***	−0.209**	0.287***	0.236***	−0.145***	0.219**	0.233***	−0.089	0.148
	(−3.45)	(2.18)	(4.12)	(−2.25)	(2.99)	(4.18)	(−3.34)	(2.15)	(4.66)	(−0.61)	(1.03)
SOE	−0.148	−0.320	0.305**	−0.200	−0.508	0.406	−0.151	−0.614	0.452**	1.275	0.144
	(−0.65)	(−1.26)	(2.00)	(−0.42)	(−0.97)	(1.52)	(−0.71)	(−1.04)	(1.98)	(1.54)	(0.41)
MIX	−0.324	0.018	0.157	−0.462	−0.006	0.229	−0.347*	0.056	0.324*	0.060	0.219
	(−1.56)	(0.10)	(1.27)	(−1.01)	(−0.01)	(1.03)	(−1.77)	(0.13)	(1.70)	(0.28)	(1.01)
FDI	0.389**	0.282*	0.020	0.981***	0.896***	0.407*	0.415***	0.590*	0.066	−0.273	0.115
	(2.23)	(1.79)	(0.15)	(2.79)	(2.80)	(1.63)	(2.47)	(1.70)	(0.32)	(−0.56)	(0.71)
MNC	−1.073**	−0.443	0.098	−2.287**	−1.145	−0.338	−0.954*	−1.175	0.065	−0.051	−0.040
	(−2.09)	(−0.93)	(0.31)	(−2.01)	(−1.06)	(−0.59)	(−1.79)	(−1.12)	(0.13)	(−0.07)	(−0.14)
GBS×DCS	0.156***	−0.126***	−0.174***	0.177*	−0.353***	−0.325***	0.142***	−0.303***	−0.304***	0.056	−0.182
	(3.63)	(−2.91)	(−5.56)	(1.84)	(−3.72)	(−5.73)	(3.38)	(−3.07)	(−6.04)	(0.23)	(−0.96)
GBS×RCS	−0.241***	−0.052	−0.130***	−0.403***	−0.123	−0.188***	−0.250***	−0.134	−0.215***	0.106	0.094
	(−4.03)	(−0.80)	(−3.34)	(−2.92)	(−0.80)	(−2.77)	(−4.22)	(−0.87)	(−3.56)	(0.48)	(0.64)
GDP99	−0.001	−0.022***	−0.010***	−0.021**	−0.057***	−0.029***	−0.002	−0.054***	−0.022***	0.014	−0.018
	(−0.29)	(−4.08)	(−2.55)	(−2.26)	(−5.12)	(−4.04)	(−0.37)	(−4.10)	(−3.27)	(0.33)	(−1.50)
LPOP99	−0.061	−0.050	0.027	−0.156**	−0.130	−0.004	−0.057	−0.086	0.089*	0.225	0.128**
	(−1.61)	(−1.10)	(0.85)	(−2.07)	(−1.31)	(−0.07)	(−1.58)	(−0.83)	(1.67)	(1.63)	(2.43)
MILLS[4]	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−1.686	0.659
	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−)	(−0.73)	(0.43)
産業ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
N	1148	1148	1148	1148			1148	1148	1148	97[5]	337[5]
Pseude R^2/Adj. R^2	0.11	0.13	0.08	0.12			0.08	0.08	0.07	0.06	0.06
対数尤度	−329.69	−288.20	−639.44	−1149.70			−483.86	−408.05	−1030.58	−	−
Wald test	75.54***	71.07***	105.08***	20554.00***			4492.01***	458.06***	1665.49***	172.56***	57.21***

注 1) 推計のベース・カテゴリーは，被収奪企業，買収企業，権威企業のいずれにも属さない企業である．
2) Cragg test : χ^2=169.539***
3) Cragg test : χ^2=501.387***
4) ミルズ比の逆数．
5) 推計第二段階の標本数．全標本数は 1148．
6) 括弧内は，分散不均一性の下でも一致性のある頑健標準誤差推定法に基づく White の修正された t 値．***：1% 水準で有意，**：5% 水準で有意，*：10% 水準で有意．
出所) 筆者推計．各変量の定義，出典及び記述統計量は Appendix A. を参照．

Appendix A. 実証分析に用いた諸変数の定義，記述統計量及び出典

変数名及び定義	記述統計量				出典
	平均	標準偏差	最小値	最大値	
価格自由化	2.76	0.46	1.7	3.0	EBRD
貿易・為替制度	3.04	1.21	1.0	4.3	EBRD
小規模私有化	3.45	0.74	2.0	4.3	EBRD
大規模私有化	2.69	0.76	1.0	4.0	EBRD
競争政策	1.97	0.46	1.0	2.7	EBRD
銀行改革・金利自由化	2.11	0.77	1.0	3.7	EBRD
証券市場・ノンバンク	1.89	0.57	1.0	3.0	EBRD
民間部門の対 GDP 比率	53.00	16.12	20	75	EBRD
政府介入度	2.70	0.59	2.0	4.0	Heritage Foundation
財産権の保証	3.53	0.64	2.0	4.0	Heritage Foundation
法の支配度	5.00	1.26	2.63	6.38	Freedom House
民主化度	4.56	1.60	2.00	6.94	Freedom House
経済自由度	4.38	1.41	1.92	6.42	Freedom House
産業部門別政府機関の数	7.33	4.35	3	17	ロシア東欧貿易会
PINV(政府の経営介入確率)	0.59	0.49	0	1	BEEPS
FINV(政府の経営介入頻度に関する 6 段階評価)	1.03	1.26	0	5	BEEPS
PSQE(被収奪企業となる確率)	0.10	0.30	0	1	BEEPS
DSQE(被収奪企業の贈賄頻度に関する 6 段階評価)	0.21	0.75	0	5	BEEPS
PBRI(買収企業となる確率)	0.08	0.28	0	1	BEEPS
DBRI(買収企業としての国家捕獲度に関する 5 段階評価)	0.11	0.45	0	4	BEEPS
PINF(権威企業となる確率)	0.29	0.46	0	1	BEEPS
DINF(権威企業としての国家捕獲度に関する 5 段階評価)	0.36	0.75	0	4	BEEPS
SIZE(6 段階で表した常勤従業員数)	3.06	1.59	1	6	BEEPS
SOE(100%国有企業ダミー)	0.08	0.27	0	1	BEEPS
MIX(混合所有企業ダミー)	0.12	0.33	0	1	BEEPS
FDI(外国資本参加企業ダミー)	0.13	0.34	0	1	BEEPS
MNC(多国籍企業現地法人ダミー)	0.02	0.14	0	1	BEEPS
GBS(政府・企業間関係の分権(集権)度)	−0.65	2.64	−6.38	5.29	BEEPS
GDP99(1991 年を 100 とした 1999 年の実質 GDP 水準)	65.23	15.90	41.35	96.02	World Bank
LPOP99(1999 年度人口総数の自然対数)	16.52	1.61	14.13	18.80	World Bank

テムの制度的真空を，政府・企業間関係の再集権化によって克服した両国では，政府の国内企業に対する支配的地位が堅固に維持されており，その結果，企業側による国家捕獲の可能性と範囲が極めて限定されていたのである．更に，これらの国々では，命令国家的な制度配置の下で機動的な危機管理対策が発動された結果，移行期における生産活動の縮小も比較的軽微なものに止まった．経済危機の効果的な回避が汚職行為の抑制に大きな役割を果たしたことは，実証分析の結果に照らして明らかである．恐らく，以上 2 つのファクターは，両国政府による相対的に積極的な経営介入の汚職誘発効果を相殺して余りあるものであったと考えられる．

BEEPS が実施された 1999 年，旧ソ連諸国の大部分において，経済改革とそれに伴う政府・企業間関係の分離は明らかに不徹底であった．ここに深刻な経済危機が相乗して，国家官僚と企業経営者による汚職や他の不正行為が跋扈したのである．その副作用として，これらの国々では，国民経済レベルで見た資源配分の効率性が大いに損なわれた．また，深刻な汚職問題は，経済復興に寄与する潜在的機会をも一般の企業や市民から奪い取ってきた恐れがある．実際，Pricewaterhouse Coopers は，ロシアにおいて国家官僚や実業界トップの汚職が仮に払拭されれば，同国は，現在の水準よりも更に 100 億ドルも多い外国投資を享受するであろうと試算しているのである(Judge and Naoumova, 2004)．

以上，構造改革の断固たる推進，温情主義的な政府・企業間関係の拒絶，経済危機の抑制の何れにも失敗したことが，平時であったにも拘わらず，歴史的にも稀有なスケールでの経済社会の大混乱を旧ソ連圏の一部で引き起こしたのである．政府の役割は大きい．

(一橋大学経済研究所・一橋大学大学院経済学研究科大学院生)

注

＊ 本稿の実証分析に際して筆者らは，EBRD 及び

Appendix B.　推計結果の頑健性に関する補足分析

(a)独立変数からSOE及びMIXを除いた場合のFINVの推計値

モデル	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
FINV	0.098**	0.114***	0.064**	0.294***	0.339***	0.211***	0.102**	0.319***	0.101**	0.112	0.037
	(2.35)	(2.72)	(1.91)	(3.52)	(3.99)	(3.30)	(2.38)	(3.01)	(1.85)	(0.56)	(0.87)

(b)独立変数からFINVを除いた場合のSOE及びMIXの推計値

モデル	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)
SOE	−0.009	−0.160	0.356**	0.170	−0.039	0.571**	−0.010	−0.202	0.532**	1.071*	0.135
	(−0.04)	(−0.71)	(2.36)	(0.40)	(−0.09)	(2.14)	(−0.05)	(−0.37)	(2.19)	(1.64)	(0.82)
MIX	−0.254	0.080	0.176	−0.317	0.182	0.299	−0.271	0.223	0.353*	−0.007	0.075
	(−1.22)	(0.44)	(1.43)	(−0.69)	(0.49)	(1.37)	(−1.39)	(0.54)	(1.78)	(−0.03)	(0.54)

注）括弧内は，分散不均一性の下でも一致性のある頑健標準誤差推定法に基づくWhiteの修正されたt値．***：1%水準で有意，**：5%水準で有意，*：10%水準で有意．
出所）筆者推計．

世界銀行が1999年に実施した企業調査(The EBRD-World Bank Business Environment and Enterprise Performance Survey)の諸結果を利用した．また，一橋大学経済研究所定例研究会(2005年12月21日)の場では，阿部修人氏より貴重なコメントを頂いた．記して謝意を表したい．無論，残された過ちは，全て筆者らの責に帰するものである．

1)　一方，市民3,000名を対象とする調査結果によれば，日常生活の中でロシア国民が2005年の間に支払う賄賂の推定総額は，2001年の28.3億ドルから9%多い30.1億ドルであり，ほぼ横ばいであることが確認されている(*ibid.*)．

2)　EBRD及び世銀の研究グループは，賄賂を用いて国家に影響力を及ぼす企業を“captor firm”，賄賂の支払いなく政治力を揮う企業を“influential firm”と定義しているが，一般に国家捕獲は贈賄を伴う不正行為に限定されないため，本稿ではこのような区分を採用した．

3)　1989年時点の総工業生産及び総固定資本に占める連邦所管工業の比重が61.4%及び81.1%，1990年の共和国間域内貿易の対GNP比率が17.0%であったことからも容易に想像されるように，このシステム・ショックの規模は，計り知れないものがあった(*op. cit.*, pp. 227-228)．

4)　クラスター統合は，ユークリッド距離に基づくウォード法で行った．

5)　即ち，中東欧地域では，1989〜97年の間に実質GDPが国平均14.9%低下した．

6)　Iwasaki (2004, p. 245)のTable VIIを参照．

7)　なお，処分国家に属するバルト3カ国の平均的生産水準は77.0%，救済国家にカテゴライズされるロシア等9カ国のそれは55.5%である．

8)　Frye (2002)も，汚職行為を官僚と企業経営者の間の交換行為と見なす見解を提示している．

9)　調査方法等の詳細は，ACNielsen (1999)及びHellman, Jones and Kaufmann (2003)を参照のこと．

10)　調査票と調査結果は，http://www.ebrd.com/pubs/econo/beeps.htm で公開されている．

11)　国当たりの平均被調査企業数は175社，中位数は132社．最大はロシアの552社，最小はリトアニアの112社である．タジキスタン及びトルクメニスタンは調査対象外であった．

12)　即ち，国家指導部，立法府，省庁，規制機関の順に，各捕獲対象に対する影響力の行使度を4から1でウエイト付けした指標を，被調査企業の発言力の代理変数に採用した．

13)　即ち，ロシアのような大国では，中央の国家官僚と地方の企業経営者が遭遇する確率は小国よりも低いと考えられるから，LPOP99の係数は負になると予想される．

14)　なお，FINVの代わりにPINVに用いた場合も，同変数は有意に正であった．

参考文献

鈴木拓(2005)「市場への移行と成長における国家の役割：サーベイ」『比較経済体制学会年報』第42巻第2号, pp. 57-67.

ロシア東欧貿易会(1999)『季刊ROTOBOエコノミック・トレンド1999年年報』ロシア東欧貿易会．

ACNielsen (1999) *Key Findings from the Business Environment Survey of Private Sector Firms in the CEE and CIS* (available at http://www.ebrd.com/pubs/econ/beeps/report99.pdf).

Broadman, Harry G. (2000) “Reducing Structural Dominance and Entry Barriers in Russian Industry,” *Review of Industrial Organization*, Vol. 17, No. 2, pp. 155-176.

EBRD (European Bank for Reconstruction and Development), *Transition Report*, EBRD: Lon-

don. (various issues)
Freedom House, *Nations in Transit : Civil Society, Democracy, and Markets in East Central Europe and the Newly Independent States* (various issues). (available at http://www.freedomhouse.org/research/nattransit.htm)
Fries, Steven, Tatiana Lysenko and Saso Polenac (2003) "The 2002 Business Environment and Enterprise Performance Survey : Results from a Survey of 6,100 firms," (Working Paper No.84), EBRD : London.
Frye, Timothy (2002) "Capture or Exchange? Business Lobbying in Russia," *Europe-Asia Studies*, Vol. 54, No. 7, pp. 1017-1036.
Frye, Timothy and Andrei Shleifer (1997) "The Invisible Hand and the Grabbing Hand," *American Economic Review : Papers and Proceedings*, Vol. 87, No. 2, pp. 354-358.
Grossman, Gene and Elhanan Helpman (1994) "Protection for Sale," *American Economic Review*, Vol. 84, No. 4, pp. 833-850.
Hellman, Joel S., Geraint Jones and Daniel Kaufmann (2000) "Beyond the 'Grabbing Hand' of Government in Transition : Facing up to 'State Capture' by the Corporate Sector," *Transition : the Newsletter about Reforming Economies*, Vol. 11, No. 2, pp. 8-12.
Hellman, Joel S., Geraint Jones and Daniel Kaufmann (2002) "Far from Home : Do Foreign Investors Import Higher Standards of Governance in Transition Economies?" mimeograph.
Hellman, Joel S., Geraint Jones and Daniel Kaufmann (2003) "Seize the State, Seize the Day : State Capture and Influence in Transition Economies," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 31, No. 4, pp. 751-773.
Hellman, Joel and Mark Schankerman (2000) "Intervention, Corruption and Capture," *Economics of Transition*, Vol. 8, No. 3, pp. 545-576.
Heritage Foundation, *The Index of Economic Freedom* (various issues). (available at http://www.heritage.org/research/features/index/search.cfm/features/index/search.cfm)
Iwasaki, Ichiro (2004) "Evolution of the Government-Business Relationship and Economic Performance in the Former Soviet States : Order State, Rescue State and Punish State," *Economics of Planning*, Vol. 36, No. 3, pp. 223-257.
Jensen, Nathan (2002) "Economic Reform, State Capture, and International Investment in Transition Economies," *Journal of International Development*, Vol. 14, No. 7, pp. 973-977.
Johnson, Simon, John McMillan and Christopher Woodruff (2002) "Property Rights and Finance," *American Economic Review*, Vol. 92, No. 5, pp. 1335-1356.
Judge, William and Irina Naoumova (2004) "Corporate Governance in Russia : What Model Will It Follow?" *Corporate Governance*, Vol. 12, No. 3, pp. 302-313.
Laffont, Jean-Jacques and Jean Tirole (1991) "The Politics of Government Decision-making : A Theory of Regulatory Capture," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 106, No. 4, pp. 1089-1127.
Shleifer, Andrei and Robert Vishny (1993) "Corruption," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, No. 3, pp. 599-617.
Shleifer, Andrei and Robert Vishny (1994) "Politicians and Firms," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 109, No. 4, pp. 995-1025.
Steven, Fries, Tatiana Lysenko and Saso Polanec (2003) "The 2002 Business Environment and Enterprise Performance Survey : Results from a Survey of 6,100 Firms," (Working Paper No.84), EBRD : London.
Yakovlev, Evgeny and Ekaterina Zhuravskaya (2004) "State Capture and Controlling Owners of Firms," (CEM Background Paper), Centre for Economic and Financial Research : Moscow.
World Bank, *World Development Indicators Database* (available at http://www.worldbank.org/data/onlinedatabases/onlinedataases.html).
Журавская, Е., Сонин, К. (2004) Экономика и политика российских банкротств// Вопросы Экономики, No. 4, С. 118-135.
Голикова, В., Т. Долгопятова, Б. Кузнецов, Ю. Симачев (2003) Спрос на право в области корпоративного управления : эмпирические свидетельства// Развитие спроса на правовое регулирование корпоративного управления в частном секторе (научные доклады 148). Московский общественный фонд : М., С.229-339.
Симачев, Ю. (2004) Арбитраж как инструмент урегулирования споров в корпоративной сфере : факторы спроса со стороны компаний, масштабы и эффективность// Ясин, Е. (ред.) Структурные изменения в Российской промышленности. Издательский дом ГУ ВШЭ : М., С. 299-314.
Фонд ИНДЕМ (2005) Во сколько раз увеличилась коррупция за 4 года : результаты нового исследования Фонда ИНДЕМ : краткое изложение основных предварительных результатов (available at http://www.indem.ru/russian.asp).